

人的支援見直しの基準について

閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

文科省の公的 支援見直し基準

司法試験合格率
入学定員充足率
多様な人材確保
地域性・夜間開講の
有無 など

分類

第1類型

第2-A類型

第2-B類型

第2-C類型

第3類型

+

直近の入学者数

10名未満

+

次年度の教員派遣をしない